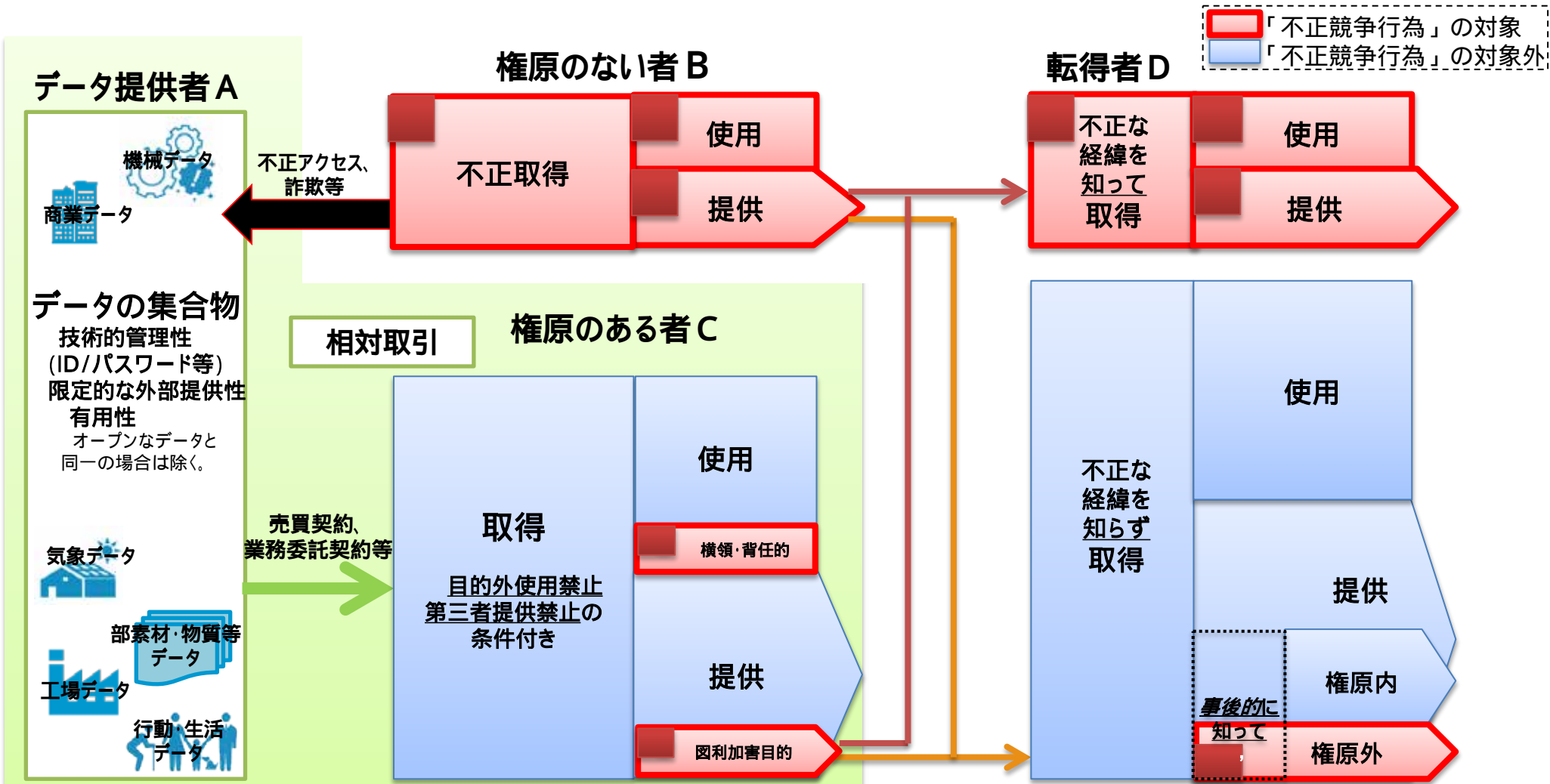


新たに「不正競争行為」とする範囲

1 契約に基づく自由な取引を前提とし、通常の正当な事業活動を阻害しない範囲で、悪質性の高い、不正利用・不正流通への救済措置として、必要最小限の民事措置（差止請求、損害賠償額の推定等）を導入。



不正使用行為によって生じた物の取扱い

データの不正使用により生じた物（物品、AI学習済みプログラム、マニュアル、データベース等）の提供行為は、**対象としない**。

「権原」とは、Dが不正な経緯を知る前に、DがBやCと締結した契約等に基づき、提供を許された範囲を指す。